

保険料の計算方法と軽減(令和8年度)

1. 保険料の計算方法

保険料額は制度を運営する北海道後期高齢医療広域連合が決定します。一人ひとりの保険料額はその方の所得に応じて負担する所得割額と、被保険者全員が等しく負担する均等割額の合計となります。

(医療分)

均等割 59,963円	+	所得割 賦課のもととなる所得金額(※1) × 11.61%	=	医療分算出保険料 (限度額85万円) ※100円未満切捨て
----------------	---	----------------------------------	---	-------------------------------------

(子ども分)

均等割 1,364円	+	所得割 賦課のもととなる所得金額(※1) × 0.28%	=	子ども分算出保険料 (限度額2万1千円) ※100円未満切捨て
---------------	---	---------------------------------	---	---------------------------------------

(医療分)	+	(子ども分)	=	1年間の保険料 (※2)
-------	---	--------	---	--------------

※1 「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額等から基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円)を控除した額です。

※2 年度途中で資格が異動(75歳到達による資格取得、転出による資格喪失など)した場合は、月割となります。

2. 保険料の軽減

1. 均等割の軽減

同じ世帯の被保険者全員と世帯主の所得の合計に応じて、次のとおりが軽減されます。

被保険者全員と世帯主の所得の合計が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後医療分均等割額	軽減後子ども分均等割額
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割※3	16,789円	409円
43万円+(31万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	5割	29,981円	682円
43万円+(57万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	2割	47,970円	1,091円

● 65歳以上の公的年金所得からは、個人ごとに15万円を限度に控除して軽減割合を判定します。

● 給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

・給与等の収入金額が55万円を超える方

・公的年金の収入金額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える方

※3 医療分の7割軽減対象者は、令和8・9年度において国の財源措置により0.2割をさらに軽減し7.2割軽減となります。子ども分は変わりません。

2. 会社の健康保険などの被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった方の保険料は、右記の金額となります。

(均等割の7割軽減に該当する場合は、7割軽減が優先。)

所得割額	かかりません(負担なし)
均等割額	5割軽減(年額29,981円) (制度加入から2年を経過する月まで)